

大樹町告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、昭和57年3月1日付けで収納代理金融機関に指定した金融機関について、その指定を取り消したので同条第8項の規定に基づき告示する。

(1) 収納代理金融機関

ア 収納代理金融機関の名称

株式会社 北海道銀行

イ 指定取消しの日

令和5年3月31日

令和5年1月18日

大樹町長 酒森 正

